

正副会長の活動状況

5ヶ月を振り返って

日本弁理士会副会長 **西島 孝喜**

平成21年度日本弁理士会副会長となって約5ヶ月が経過しました。活動報告をいたします。

はじめに

弁理士会役員会は原則として毎週水曜日に行われており、ほぼ1日費やす程度の議案があります。現在弁理士会の会員数は8200人を超え、会務の重さは日に増しております。役員会ではさまざまな議案について議論し、結論を出します。特に予算を必要とするものについては費用対効果の観点を踏まえて慎重に検討し議論して結論を出します。

特許委員会

今年の特許委員会は例年にも増して検討事項が多く対応に追われる状況が続いております。今年特許委員会の関係で重要な動きは今年のはじめにはじまった特許庁長官の諮問会議「特許制度研究会」です。この会議は、今年が昭和34年法施行50年目の節目の年に当たるということで、「特許法を全面的に見直す」という遠大な構想の下に招集されたものであります。しかしながら、特許庁長官の諮問会議の位置づけがどうものか戸惑っているところです。さらに特許庁長官が途中で代わったこともあり、どのような改正になるのか極めて不透明な状況です。

また、特許委員会の特許庁との関係では審査基準室との意見交換会があります。この交換会では弁理士会から審査基準室に予め質問事項を提出しておき、それに対して基準室の担当官がコメントすること、あるいは審査基準の改正案について担当官が弁理士会の代表に説明し、これに対する質疑応答を行うといったやり方で進められます。今回は産業構造審議会の知的財産政策部会の審査基準専門委員会によってまとめられた「産業上利用することができる発明」及び「医薬発明」

に関する審査基準改正（案）について説明が行われました。

さらに、数年前からはじまった特許庁審判部が主催する特許性検討会に対して代表の委員を特許委員会から推薦しております。特許性検討会は当初進歩性がテーマになっていましたが、最近は36条もテーマになっております。この特許性検討会のメンバーは特許庁の審判官、会社の知財部員、弁理士、弁護士で構成され、技術分野ごとの検討グループが形成されます。そして、グループ毎に特許について確定した判決例を検討し、全体会議で検討結果を発表し質疑応答する形態で進められます。検討会が終わると、検討の内容をまとめた報告書が作成され公表されます。

さらに最近になって審判制度改革についての意見交換会が始まりました。この意見交換会は特許制度研究会で行っている審判制度についての議論をさらに深めていくという観点から審判制度全体についての意見交換を弁理士会とも行うというものです。

また、特許委員会はさまざまな意見募集についての対応が多くなってきておりこの点でも特許委員会の負担は増しております。他の委員会とも連携しながらタイムリーに対応しております。

国際活動センター

アジア、アメリカ、ヨーロッパのさまざまな団体との交流をし得られた情報を会員に周知することが主な役割となりますが、日本の弁理士のプレゼンスを外部に発信すること及び、弁理士の国際性を高める会員内部への活動と両方の役割をもつと考えます。

特に今年には弁理士の国際性を高めることの重要性を行動計画のなかで謳っておりますので活動は活発化したものになっています。

代表的なものには4月のAIPLAの訪日団との交流

会で、互いのさまざまなテーマでの意見交換会があります。オープンセミナーは会員に対する継続研修として高い関心があります。

10月には AIPLA 年次総会に併せてワシントンで同様な代表の委員を派遣しての意見交換会をもつことが毎年恒例となっております。その他、今年はオーストラリア、カナダの弁理士会の総会に参加することになりました。また、中国及び韓国の弁理士会との定期的な交流も行っております。

国際センターは条約の対応も行っており、特に PLT についての動向に特許委員会と連携して注意を払っております。

産業競争力委員会

産業競争力委員会における模倣品対策は重要な活動テーマであり、例えば、著作物の模倣、模造について

の対応も含まれます。この観点で、弁理士会全体の効率的かつ一貫性のある活動を念頭に置いた場合、著作権委員会等の他の委員会と適切に連携を図り、互いに協力して対応することが望ましいと考えております。今年はこのような観点で活発に活動しており、社団法人コンピュータソフトウェア著作権協会（ACCS）の賛助会員になりました。

ADR 推進機構委員会

ADR 推進機構委員会は弁護士との共同事業である仲裁センターを支える役割を担っており仲裁センターの活動については弁理士会の意向だけでは決定できないため、本委員会の運営には難しい面があります。しかし、今年の委員会では委員の方々が積極的に議論に参加し、仲裁センターの支援及び ADR の推進について活発な活動を行っております。